

令和4年度 第1回 庄内町総合教育会議次第

日時/令和4年10月25日(火) 午前9時00分

場所/本庁舎 B棟 会議室1

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 教育行政にかかる課題について

(2) その他

4 閉 会

令和4年度 第1回 庄内町総合教育会議

●構成員

職名	氏名
庄内町長	富 樫 透
庄内町教育長	佐 藤 真 哉
庄内町教育委員会委員	梅 木 均
庄内町教育委員会委員	太 田 ひろみ
庄内町教育委員会委員	齊 藤 雅 子
庄内町教育委員会委員	飯 淵 義 晃

●出席を要した職員

職名	氏名
総務課長	佐 藤 美 枝

●事務局

職名	氏名
教育課長	佐 藤 秀 樹
社会教育課長	樋 渡 真 樹
教育課長補佐兼教育総務係長	佐 藤 正 芳
社会教育課長補佐	阿 部 浩
教育課指導主事	齋 藤 希 望
教育課指導主事	富 山 裕 二
教育課主査兼学校教育係長	渡 部 恵 子
教育課主査兼教育施設係長	日下部 洋 一
教育課主査兼学校給食共同調理場所長	樋 渡 康 晴
社会教育課主査兼社会教育係長	齋 藤 克 弥
社会教育課主査兼図書館係長	佐 藤 晃 子

(1) 教育行政にかかる課題について

主な課題	内 容
【町長】 給食費の保護者負担軽減 について	給食費の無償化について
【事務局】 育英事業について	今後の貸し付けの在り方について
【事務局】 休日の部活動の地域移行に ついて	今後の町の進め方、スケジュールについて
【前回の未協議事項】 庄内町の子どもの読書活動 について	読書好きの子どもを増やすには

学校給食費の無償化にかかる山形県および全国の資料

○庄内町の学校給食状況 (R4. 5. 1 現在)

小学校 5 校 849 人
 中学校 2 校 550 人 計 1,399 人
 その他園児 5 園 258 人 (からふる含む) 園児含む計 1,657 人
 小中学校教諭・職員 7 校 193 人
 幼稚園教諭ほか 5 園 47 人 教諭・職員等含む計 1,897 人
 給食費

- ・小学校 250 円 (県内で無償化等を除き 1 位) ※最高は 300 円
- ・中学校 300 円 (県内で無償化等を除き 2 位) ※最高は 360 円
- ・幼稚園 240 円 (ごはん持参)

○山形県内の学校給食費無償化の状況 (カッコ内数値は R3. 5. 1 現在)

全額無償化

- ・鮭川村…H29～小中学校全部 (小 1 校 179 人、中 1 校 72 人)
- ・寒河江市…R2～小中学校全部 (小 9 校 2,090 人、中 3 校 1,122 人)
- ・中山町…R4 のみ (小 2 校 483 人、中 1 校 282 人)

全額・半額無償化

- ・大江町…R4～小学校半額、中学校全額 (小 2 校 343 人、中 1 校 169 人)

半額無償化

- ・河北町…R4～小中学校全部 (小 6 校 817 人、中 1 校 428 人)
- ・西川町…R4～小中学校全部 (小 1 校 159 人、中 1 校 124 人)
- ・尾花沢市…R4～小中学校全部 (小 5 校 604 人、中 2 校 349 人)

※その他県内で一部補助を実施 7 市町

○全国の学校給食無償化の状況 (平成 29 年度調査実施資料 : 全国自治体数 1,740)

- 1 小中学校とも実施 76 自治体
- 2 小学校のみで実施 4 自治体
- 3 中学校のみで実施 2 自治体 計 82 自治体 (4.7%)

※1～3 以外で一部無償化、一部補助を実施 424 自治体 (24.4%)

- ・小中学校とも実施している 76 自治体の対象児童・生徒数の構成

小学校		中学校	
200 人未満	40 自治体 (52.6%)	200 人未満	52 自治体 (68.4%)
400 人未満	10 自治体 (13.2%)	400 人未満	12 自治体 (15.8%)
800 人未満	15 自治体 (19.7%)	800 人未満	9 自治体 (11.8%)
800 人以上	11 自治体 (14.5%)	800 人以上	3 自治体 (4.0%)

第12表

年度別1食当たり保護者負担分学校給食費(完全給食)の推移(公立)

各年5月1日現在
平成23年は10月1日現在

設置者名	小学校											中学校			中学校											
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
山形市	255	255	255	255	265	265	265	265	265	265	265	295	295	295	295	295	295	295	305	305	305	305	305	305	305	
上山市	250	250	250	260	260	260	260	260	260	280	280	290	290	290	290	290	290	300	300	300	300	300	300	323	323	
天童市	249	250	250	250	260	260	260	260	260	280	280	290	290	290	290	290	290	300	300	300	300	300	300	320	320	
山辺町	254	255	255	262	262	262	262	262	262	275	275	297	297	297	297	297	297	305	305	305	305	305	305	320	320	
中山町	-	-	-	-	260	261	260	260	260	278	278	-	-	-	-	-	-	300	300	300	300	300	300	320	320	
寒河江市	260	260	260	260	260	260	280	280	280	300	300	280	-	-	-	295	295	295	295	295	295	310	310	310	330	330
河北町	266	266	266	273	273	273	273	273	273	287	287	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	313	329	329	
西川町	264	260	260	270	260	260	260	290	290	290	290	-	-	-	-	310	310	320	310	310	310	310	350	350	350	350
朝日町	266	265	265	265	280	280	280	280	280	280	280	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大江町	270	270	270	270	280	280	280	280	280	280	280	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	315	315	315	325
村山市	280	280	280	288	288	288	288	288	288	288	288	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	352	352	
東根市	252	252	252	262	262	262	262	262	262	273	273	290	295	295	295	295	295	305	305	305	305	305	305	321	321	
尾花沢市	271	254	271	279	283	283	282	281	281	290	290	298	299	301	298	297	298	305	305	306	305	305	305	320	320	
大石田町	265	265	265	290	290	290	290	290	290	290	290	295	295	295	295	295	295	320	320	320	320	320	320	320	320	320
新庄市	264	265	265	275	275	275	275	275	275	300	300	-	-	300	315	315	315	325	325	328	328	328	328	360	360	
金山町	276	276	270	270	270	277	270	270	270	270	270	289	289	289	310	310	305	305	305	312	305	305	305	305	305	305
最上町	275	275	275	285	285	285	285	285	285	285	285	295	302	305	305	305	305	315	315	315	315	315	315	315	315	315
舟形町	260	260	260	265	265	265	265	265	265	265	265	290	290	275	300	300	300	310	310	310	315	310	310	310	310	
真室川町	265	268	265	275	275	275	275	275	275	275	275	-	315	315	315	313	315	325	325	325	325	325	325	325	325	325
大蔵村	245	245	245	245	245	245	245	245	255	255	255	295	280	280	280	280	280	280	290	290	290	290	290	290	290	290
鮭川村	269	270	270	280	280	273	280	280	285	285	285	315	318	316	323	315	310	325	325	353	325	325	330	330	330	330
戸沢村	270	270	270	280	280	280	280	280	280	280	-	310	310	310	310	310	310	320	320	320	320	320	320	320	-	-
米沢市	261	260	260	270	270	270	270	270	280	280	280	300	310	311	309	310	310	320	320	320	320	320	320	330	330	330
南陽市	255	255	255	262	262	262	262	262	266	266	266	290	292	290	290	290	290	298	298	298	298	298	298	322	322	322
高畠町	258	258	258	265	265	265	267	267	283	283	283	-	300	300	300	300	300	309	309	309	320	320	335	335	335	
川西町	242	243	268	274	274	278	274	277	285	287	288	285	261	261	270	270	295	305	305	295	305	305	315	315	315	315
長井市	232	218	232	235	236	235	235	234	234	234	255	273	279	308	280	264	274	276	277	275	276	275	275	275	299	299
小国町	283	283	283	270	270	270	270	270	270	280	280	-	-	-	-	-	-	320	320	320	320	320	320	330	330	330
白鷹町	257	254	254	262	262	262	262	262	262	262	262	295	295	295	296	295	295	304	304	304	304	304	304	304	304	304
飯豊町	269	238	269	276	276	276	276	276	276	276	276	300	300	300	300	256	300	308	308	308	308	308	308	308	308	308
鶴岡市	250	250	250	258	258	258	258	258	270	270	270	290	290	290	290	290	290	299	299	299	299	299	299	310	310	310
庄内町	254	254	254	261	261	261	261	250	250	250	250	296	296	296	295	296	296	304	304	304	304	300	300	300	300	300
三川町	240	240	240	250	250	250	250	250	260	260	260	280	280	280	280	280	280	290	290	290	290	290	290	300	300	300
酒田市	245	245	245	260	260	251	260	260	260	260	260	288	289	286	291	290	290	305	305	305	305	305	305	305	305	305
遊佐町	238	240	240	250	250	249	250	250	250	260	260	268	268	268	268	275	275	290	290	290	290	290	290	290	310	310
県立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	320	320	320	320	320
県平均	259.8	254.8	255.9	262.8	264.9	267.1	267.8	268.3	270.5	275.4	275.9	292.3	293.3	294.0	295.8	296.0	296.2	304.0	306.0	307.0	307.2	308.7	311.3	318.4	319.4	
対前年度比(%)	0.5	△1.9	0.4	2.7	0.8	0.8	0.3	0.2	0.8	1.8	0.2	5.9	0.3	0.2	0.6	0.1	0.1	2.6	0.7	0.3	0.1	0.5	0.8	2.3	0.3	

(注)
調査対象は完全給食を実施している公立の学校とする。義務教育学校は含まない。
ここで言う給食費は、「平均月額に11を乗じた数を年間給食日数で除した値」であり、端数処理等の関係で実際の保護者負担分学校給食費とは異なる場合がある。
寒河江市及び鮭川村については、完全無償化により保護者負担額はないため、実質かかる経費を記載。

令和4年度 山形県における学校給食費(保護者負担分)に対する助成等の実施状況

※前年度からの変更到下線

No	市町村名	実施有り	実施有りの場合の、実施内容				助成の対象者	助成の範囲	その他の要件等	実施無し	備考
			助成内容等(詳細は、右欄参照→)								
			小学生	中学生	第3子以降の子	その他米飯代等					
15	新庄市	○	● 15円/食	● 20円/食			市内の小学校・中学校・義務教育学校に在籍する児童及び生徒の保護者	・児童(小学生)の学校給食費の一食あたり15円を助成 ・生徒(中学生)の学校給食費の一食あたり20円を助成		・R2~助成開始	
16	金山町	○ 拡充				● 50円/食	金山町立の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者	児童・生徒の米飯給食1食につき50円を助成			
17	最上町								○		
18	舟形町								○		
19	真室川町	○	● 25円/食	● 25円/食		● 地産地消給食に助成300円/食(年3回まで)	小学生及び中学生全員及び教職員等	・提供する食数1食あたり25円 ・地元食材を利用した地産地消給食の食数1食あたり300円(年3回まで)		・要綱あり	
20	大蔵村	○				●	村立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者	児童生徒の米飯代を助成			
21	鮭川村	○	● 全額	● 全額			村立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者	児童生徒の学校給食費の全額を助成		・H29~	
22	戸沢村								○		
23	米沢市								○		
24	南陽市	○			● 所得に応じた助成		当該年の3月1日現在南陽市に住所を有し、市立小中学校に在籍する第3子以降の児童生徒の保護者	所得に応じて、学校給食費の全額、または半額、または1/4を助成	生活保護の受給者でないこと	・資料あり	
25	高畠町								○		
26	川西町								○		
27	長井市	○	● 10円/食	● 10円/食		● 一部	①市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者 ②市立小・中学校及び米沢養護学校長井校・西置賜校に在籍する児童生徒の保護者	①児童生徒の学校給食費の副食1食あたり10円を助成 ②米飯給食に係る経費の一部を助成(はえぬき二等米とレインボーブラン認証はえぬき一等米との格差分)		・要綱あり	
28	小国町								○		
29	白鷹町	○	● 一部	● 一部			小学生、中学生及び教職員全員	基本物資の値上がり分		・要綱あり	
30	飯豊町	○	● 一部	● 一部		● 食材の助成	小中学生及び教職員全員	・1食当たりの給食費を上回った賄材料費分 ・農林振興課から町内産の野菜、肉等の助成あり		・※正確な実施時期は不明だが、以前から助成有	
31	鶴岡市	○			● 全額		満18歳未満の子のうち第3子以降の子が、小中学校及び特別支援学校の小中学部に在学している保護者	第3子以降の児童生徒の学校給食費の全額を助成	対象の児童生徒及び保護者の住所が市内にあること。 国・県・市から給食費への公的給付を受けている場合は、助成額から給付相当額を除いた額を助成対象額とする。 助成金額は、鶴岡市学校給食費の金額を上限とする。		
32	庄内町								○		
33	三川町								○		
34	酒田市	○				● 一部	小学生及び中学生全員	酒田市米消費拡大推進協議会による一等米と二等米の価格差(相当額)負担			
35	遊佐町	○				● 一部	小学生及び中学生全員	一等米と二等米の価格差(相当額)負担		・※正確な実施時期は不明だが、H28以降は助成有	

令和4年度庄内町育英資金貸付者募集要項

1 貸付金額

高等学校	月額	9,900円以内
高等専門学校	月額	19,000円以内
専修学校 (高等課程・専門課程)	月額	31,000円以内
短期大学	月額	31,000円以内
大学	月額	43,000円以内
入学時の一時金貸付 (高校・高専校は除く。)		※ 500,000円以内

2 貸付対象

庄内町に住所を有し、町税等の滞納がない方の子で、学資の支弁が困難と認められる学生、生徒。なお、在学中の学生、生徒も対象としています。

3 申し込み受付期間

令和4年2月14日(月)～3月18日(金)

4 申し込み手続き

下記の書類を教育課教育総務係に提出してください。

- ① 育英資金貸付願書(様式第1号)
- ② 家族の令和3年分の源泉徴収票の写又は確定申告書の写等
(家族の中で収入のある方全員の所得がわかるもの)
- ③ 出身校又は在学校の長の推薦書(様式指定なし)
- ④ 学校長(これに準ずる者を含む)の証明のある最近の学業成績書(様式指定なし)
- ⑤ 在学証明書又は合格通知書の写し
※合格発表日等の都合により、合格通知書の写しの提出が遅れる場合は、⑤以外の書類を先に提出してから、後日提出してもかまいません。ただし、教育総務係までその旨連絡願います。

5 貸付決定

3月下旬に選考・決定してから文書で通知します。
(※日本学生支援機構の第一種奨学金の基準を準用して選考します。)

6 貸付方法

年4期(4月,7月,10月,1月)に分けて、指定の口座に振り込みます。
(※入学時の一時金貸付は4月中に振り込む予定です)

7 返還方法

貸付金は卒業後、貸付を受けた期間に3年を加えた期間内に返還していただきます。

8 申し込み・問い合わせ先

教育課教育総務係

電話 0234(43)0126

9 その他

庄内町育英資金貸付基金条例及び庄内町育英資金貸付基金条例施行規則もご覧ください。

各学校授業料等調べ

令和4年度

貸付区分	学校名	区分	入学金	授業料(年額)	授業料(月額)	町育英資金貸付額	備考
大学	山形大学	国立	282,000	535,800	44,650	43,000	標準額
	東北公益文科大学	私立	270,000	650,000	54,167		
	東北学院大学(教養)	私立	270,000	874,000	72,833		
	早稲田大学(教育・文)	私立	200,000	960,000	80,000		
短大	東北文教大学短期大学部	私立	280,000	620,000	51,667	31,000	
	米沢女子短期大学	県立	140,000	390,000	32,500		
専修学校	山形調理師専門学校	私立	200,000	675,800	56,317	31,000	
	鶴岡市立荘内看護専門学校	公立	50,000	240,000	20,000		
高専	鶴岡工業高専学校	国立	84,600	234,600	19,550	19,000	標準額
高校	庄内総合高校	県立	5,650	118,800	9,900	9,900	授業料については、高等学校等就学支援金制度により実質無償化
	酒田南高校	私立	170,000	492,000	41,000		
	羽黒高校	私立	150,000	492,000	41,000		

日本学生支援機構(第一種・無利息)	大学	国公立	45,000	自宅通学
			51,000	自宅外通学
	私立	国公立	45,000	自宅通学
			51,000	自宅外通学
	短大・専修	私立	53,000	自宅通学
			60,000	自宅外通学
山形県高等学校奨学金	県立	18,000	自宅通学	
		23,000	自宅外通学	
	私立	30,000	自宅通学	
		35,000	自宅外通学	

資料No. 2 - 5

庄内町育英資金（基金、新規貸付）状況

年度	基金額	一般会計より	運用額			収支残高	新規貸付状況										申込者
			貸付額		返還すべき額		大学・大学院		短大・専修		高等専門学校		高等学校		合計		
			人数	金額			人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
17	88,500,000		59	19,423,800	18,791,900	14,662,400	12	4,176,000	7	1,674,000					19	5,850,000	
18	119,712,000	31,212,000	57	25,024,800	21,346,500	15,785,700	7	3,612,000	2	744,000			3	345,600	12	4,701,600	
19	126,712,000	7,000,000	52	23,169,600	22,730,040	15,824,340	9	4,644,000	4	1,488,000					13	6,132,000	
20	128,892,000	2,180,000	54	23,424,000	24,384,320	17,788,560	14	7,224,000	2	744,000	1	228,000	3	356,400	20	8,552,400	
21	131,275,000	2,383,000	70	30,544,200	22,041,380	10,256,600	18	9,288,000	8	1,116,000			6	712,800	32	11,116,800	33
22	133,565,000	2,290,000	84	35,649,600	19,692,060	8,311,720	17	8,385,000	6	2,232,000			3	356,400	26	10,973,400	27
23	148,590,000	15,025,000	86	47,666,000	23,403,690	11,591,260	17	14,772,000	10	6,020,000					27	20,792,000	29
24	177,090,000	28,500,000	90	49,842,400	25,999,910	10,072,620	21	15,900,000	9	6,448,000	1	228,000	2	237,600	33	22,813,600	33
25	200,090,000	23,000,000	90	48,634,600	32,741,990	19,161,390	17	12,744,000	8	5,764,000	1	228,000			26	18,736,000	28
26	226,090,000	26,000,000	103	55,861,400	33,321,290	15,597,380	18	15,788,000	12	6,764,000	2	456,000	1	118,800	33	23,126,800	33
27	246,090,000	20,000,000	106	58,484,000	37,740,580	13,820,790	21	17,636,000	9	6,648,000	1	228,000	1	59,400	32	24,571,400	32
28	266,090,000	20,000,000	95	49,715,600	44,585,928	25,528,128	15	12,668,000	5	3,360,000	2	456,000	1	118,800	23	16,602,800	26
29	284,090,000	18,000,000	85	46,154,800	46,492,301	35,208,409	16	12,256,000	5	3,360,000					21	15,616,000	31
30	294,090,000	10,000,000	72	38,491,800	47,283,203	53,009,152	9	7,015,000	4	3,488,000	3	684,000			16	11,187,000	28
1	304,090,000	10,000,000	53	27,013,800	56,400,982	81,574,364	4	3,564,000	3	2,184,000					7	5,748,000	12
2	304,090,000	0	40	20,969,000	53,130,588	113,251,252	8	5,628,000	2	1,244,000					10	6,872,000	12
3	304,090,000	0	32	18,962,800	52,299,130	145,967,882	6	5,596,000	4	2,988,000			1	118,800	11	8,702,800	19
4	304,090,000	0	27	13,424,000	29,540,376	162,084,258	4	2,564,000	1	372,000					5	2,936,000	10
5	304,090,000	0	30	18,218,800	23,276,837	167,142,295	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
6	304,090,000	0	29	16,873,600	20,606,333	170,875,028	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
7	304,090,000	0	30	16,848,400	16,677,000	170,703,628	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
8	304,090,000	0	35	19,140,400	13,333,786	164,897,014	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
9	304,090,000	0	36	19,368,400	11,488,786	157,017,400	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
10	304,090,000	0	36	19,368,400	19,085,200	156,734,200	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
11	304,090,000	0	36	19,368,400	18,152,800	155,518,600	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
12	304,090,000	0	36	19,368,400	19,026,400	155,176,600	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
13	304,090,000	0	36	19,368,400	18,070,000	153,878,200	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	
14	304,090,000	0	36	19,368,400	18,211,600	152,721,400	6	6,096,000	2	1,744,000	1	228,000	1	118,800	10	8,186,800	

H23より入学一時金開始

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付貸与の別	採用の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
1	母子父子寡婦福祉資金(修学資金)	山形県	山形県知事	990-8570	山形市	松波二丁目8-1	023(630)2267				大学公立・自宅71,000 私立・自宅108,500 短大公立・自宅67,500 私立・自宅93,500	公立・自宅27,000 私立・自宅45,000	専修51,000	貸与	随時	配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者、その扶養している児童及び父母のない児童	月額は公立・私立、自宅・自宅外により異なる
2	山形県医師修学資金	山形県	山形県知事	990-8570	山形市	松波二丁目8-1	023(630)3159	27			年額 200万		貸与	在学	大学卒業後、県内の公立の病院等に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者	大学卒業後、県内の公立の病院等に一定の期間勤務すれば返還を免除	
3	山形県看護職員修学資金	山形県	山形県知事	990-8570	山形市	松波二丁目8-1	023(630)3159			看護職員養成施設80名		50,000	貸与	在学	県内外の看護職員養成施設等の在学者で、卒業後に県内で看護職員の業務に従事する意思を有する者	看護職員の免許取得後、直ちに県内の医療機関等に一定の期間勤務すれば返還を免除	
4	山形県高等学校奨学金(育英奨学金)	山形県	山形県知事	990-8570	山形市	松波二丁目8-1	023(630)2513		115			公18,000 私30,000	貸与	予約在学	高等学校に在学する学生の扶養者が県内に住所を有すること	緊急採用は別枠	
5	山形県高等学校奨学金(特別貸与奨学金)	山形県	山形県知事	990-8570	山形市	松波二丁目8-1	023(630)2513		9			公18,000 私30,000	貸与	在学	高等学校に在学する学生の扶養者が県内に住所を有すること		
6	山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金	山形県	山形県知事	990-8570	山形市	松波二丁目8-1	023(630)2052					14,000	貸与	在学	県内の定時制課程又は通信制課程に経常的収入を得る職業に就きながら在学している者		
7	生活福祉資金(教育支援資金)	山形県社会福祉協議会	会長	990-0021	山形市	小白川二丁目3-31	023(622)5699				大学65,000円 短大60,000円	高校35,000円 高専60,000円 専修60,000円	貸与	随時	山形県内に住民登録及び居住しており、かつ、低所得世帯に属する者(世帯総所得の上限あり)	他の無利子貸付を活用可能な場合は他制度優先相談及び申込窓口は県内の各市町村社会福祉協議会	
8	介護福祉士修学資金貸付事業	山形県社会福祉協議会	会長	990-0021	山形市	小白川町二丁目3-30	023(633)7739	30名程度				50,000円以内	貸与	在学	介護福祉士養成施設に在学している者で、卒業後、県内において介護職として就労する意欲があり、介護福祉士取得に向けた向学心があると認められる者。	養成施設卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行い、介護等の特定の業務に一定期間従事する等の要件を満たせば返還免除(R4年度の募集は終了) 月額その他、入学準備金(20万円以内)、就職準備金(20万円以内)、国家試験受験対策費用(4万円以内)あり	
9	社会福祉士修学資金貸付事業	山形県社会福祉協議会	会長	990-0021	山形市	小白川町二丁目3-30	023(633)7739	若干名				50,000円以内	貸与	在学	社会福祉士養成施設に在学している者で、卒業後、県内において相談援助業務等に就労する意欲があり、社会福祉士取得に向けた向学心があると認められる者。	養成施設卒業後1年以内に社会福祉士の登録を行い、相談援助等の特定の業務に一定期間従事する等の要件を満たせば返還免除(R4年度の募集は終了) 月額その他、入学準備金(20万円以内)、就職準備金(20万円以内)あり	
10	保育士修学資金貸付事業	山形県社会福祉協議会	会長	990-0021	山形市	小白川二丁目3-30	023(633)7739	保育士養成施設概ね120名				50,000円以内	貸与	在学	保育士養成施設に在学し、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる者。かつ、卒業後、山形県内で保育業務に従事しようとする者。	養成施設卒業後1年以内に保育士の登録を行い、保育業務に一定期間従事する等の要件を満たせば返還免除(R4年度の募集は終了) 月額その他、入学準備金(20万円以内)、就職準備金(20万円以内)あり	

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付 貸与 の別	採用 の別	申込資格	備考	
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他					
11	福祉系高校修学資金貸付事業	山形県社会福祉協議会	会長	990-0021	山形市	小白川町二丁目3-30	023(633)7739			65				貸与	在学	福祉系高校に在学し、卒業後、県内で介護職員等の業務に従事しようとする者。	養成校卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行い、介護職員等の特定の業務に一定期間従事する等の要件を満たせば返還免除 修学準備金(3万円以内)、介護実習費(3万円以内)、国家試験受験対策費用(4万円以内)、就職準備金(20万円以内)あり	
12	一般財団法人 きらやか銀行教育福祉振興基金	株式会社 きらやか銀行	代表理事	990-8611	山形市	旅籠町三丁目2-3	023(628)3853	大学 4 短大 3				大学・大学院30,000以内 短大20,000以内	15,000以内	高専20,000以内 専門15,000以内	貸与	在学	山形県に本籍又は現住所をおくもので、学業人物とも優秀でかつ健康でありながら学資の支弁が困難と認められる方	大学、短大、高校等幅広く募集しています。 無利子で貸与していますので利用しやすい制度です。
13	村山同郷会奨学金	公益財団法人村山同郷会	代表理事	990-2401	山形市	平清水1-1-75 山形バナソニック(株)内	090-5840-1225	10名程度 短大除く 大学院含む				一般30,000 特別40,000			貸与	在学	村山地方出身の県外大学入学者及び在学生・大学院生 https://murayama-dokyokai.wixsite.com/murayama-dokyokai/home	・卒業後の20年間の半年賦均等返済が可能であること。 ・貸与金額に関しては無利子とする。 ・連帯保証人は学資負担者で良い。
14	やまがた教育振興財団奨学金	公益財団法人やまがた教育振興財団	理事長	990-0041	山形市	緑町一丁目2-36	023(625)6411	10				授業料・入学料 相当額/年			貸与	予約 在学	奨学金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた者とする。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第3項の規定に基づき修学する者を除く。 (1)山形大学大学院教育実践研究科又は、同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースに修学見込みの者又は修学する者であること。 (2)山形大学大学院教育実践研究科又は同大学院社会文化創造研究科芸術・スポーツ科学コースの課程を修了後、山形県内の公立学校(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に限る。)に教員として勤務する意思を有していること。	山形県の教員として10年以上勤務した場合は半額の返還を免除
15	山形大学山澤進奨学金	山形大学	山形大学学長	990-8560	山形市	小白川町一丁目4-12	023(628)4585	最大 8名				50,000			給付	予約	・高等学校を卒業した者又は卒業見込の者で、山形大学総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜(前期日程)試験を受験する者 ・高等学校等の学校長から、人物・学力ともに特に優秀で、調査書の全体の評定平均値が3.6以上である者、又はこれと同等と認められる者 ・経済的理由で学費等の支弁が困難である者 ・山形県の発展に寄与していただくため、卒業後4年間は山形県内で働くことを確約できる者	入学金及び修学期間中の授業料を全額免除
16	山形大学エリアキャンパスもがみ土田秀也奨学金	山形大学	山形大学学長	990-8560	山形市	小白川町一丁目4-12	023(628)4585	1				40,000			給付	予約	・山形県最上地区の高等学校等を卒業した者又は卒業見込の者で、山形大学総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜(前期日程)試験を受験する者 ・高等学校等の学校長から人物・学力ともに優秀であると認められた者 ・経済的理由で学費等の支弁が困難である者 ・山形県最上地区の発展に強い意欲を有する者(「最上地区」は新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村の8市町村を指す。)	入学金及び修学期間中の授業料を全額免除

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付 貸与 の別	採用 の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
17	山形大学 YU Do Best 奨学金	山形大学	山形大学学 長	990- 8560	山形市	小白川町一丁目 4-12	023(628)4585	10名程度			30,000			給付	在学	学部3年生(医学部医学科は5年生)のうち、人 物・成績ともに優秀で、奨学生に相応しい学生	
18	山形大学 修学支援事業 学生支援奨学金	山形大学	山形大学学 長	990- 8560	山形市	小白川町一丁目 4-12	023(628)4585	※			一括貸与 5万円単位 上限30万円			貸与	在学	経済的理由により、一時的に授業料等の支払 いが困難になった者	※ 採用人数に年度毎の定めなし (予算額を超えない範囲で実施)
19	公益財団法人 山形東高奨学会奨学金	公益財団法人 山形東高奨学会	理事長	990- 8525	山形市	緑町一丁目 5-87	023(631)3501	若干名			1回限り 50~70万			給付	在学	山形東高を成績人物とともに優秀で卒業し、大学 に合格しながら学資の支弁が困難な者	山形東高等学校内
20	山形学院貸与奨学金	学校法人山形学院	理事長	990- 0039	山形市	香澄町 3-10-8	023(641)4116		5		15,000			貸与	在学	山形学院高校に在籍する生徒で、各家庭の事情 により経済的な協力を必要とする者	
21	山本竹司育英奨学金(支給)	学校法人山本学園	理事長	990- 0834	山形市	清住町一丁目 4-40	023(643)0358				20,500	専修15,500		給付	在学	山本学園の設置する高校及び専門学校に在学 する者	
22	東海林秀矩奨学金	学校法人富澤学園 東北文教大学 山形城北高等学校	理事長	990- 0824	山形市	肴町1番13号	023(645)3377		5名以内		年額 200,000			給付	在学	東北文教大学山形城北高等学校に学ぶ3年生 で、優秀な生徒 (当該年度の学業成績等で判定)	
23	上市市奨学金	上市市	上市市長	999- 3192	上市市	河崎一丁目 1-10	023(672)1111	7名程度			国公立・自宅通学 45,000 国公立・自宅外通学 51,000 私立・自宅通学 54,000 私立・自宅外通学 64,000 入学時 100,000			貸与	予約 在学	上市市に住所を有する者の子弟	上市市教育委員会内
24	天童市奨学金基金	天童市	天童市長	994- 8510	天童市	老野森一丁目 1-1	023(654)1111				10,000			貸与	在学	天童市に住所を有し、県内の高等学校に在学 する者の保護者	天童市教育委員会内
25	山辺町育英奨学金	山辺町	山辺町長	990- 0392	山辺町	緑ヶ丘5	023(667)1115	若干名			一時金 500,000			貸与	在学	山辺町に住所を有する者の子弟で、学校教育 法に規定する大学に進学する者	山辺町教育委員会内
26	日東食品奨学育英資金	一般財団法人 日東食品教育 振興基金	代表理事	991- 8610	寒河江市	幸町4-27	0237(86)2100	若干名			30,000			貸与	予約 在学		
27	河北町育英会奨学金	河北町育英会	会長	999- 3511	河北町	谷地戊81番地	0237(71)1136	2			40,000 30,000	20,000 10,000		貸与	在学	河北町に住所を有する者の子弟	河北町教育委員会内
28	河北町人材育成奨学金	河北町	河北町長	999- 3511	河北町	谷地戊81番地	0237(71)1136	大学のみ 募集人数8 名			年額 50万			給付	在学	4年制又は6年制の大学に在学する者で、次の 各号のいずれにも該当する者 (1)親族が河北町内に住所を有している者 (2)親族全員の合計所得が基準以下である者 (3)親族が町税等を滞納していない者	河北町教育委員会内
29	西川町育英奨学資金	西川町	西川町長	990- 0792	西川町	大字海味510	0237(74)2114	1			30,000	20,000	30,000	貸与	在学	西川町に居住する者の子弟	西川町教育委員会内

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付 貸与 の別	採用 の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
30	朝日町奨学金	朝日町	朝日町長	990-1442	朝日町	大字宮宿1115	0237(67)3302	1		専門1	40,000	20,000	40,000	貸与	在学	本人又は本人を扶養している者が、朝日町内に住所を有すること。	朝日町教育委員会内
31	大江町ふるさと奨学金	大江町	大江町長	990-1101	大江町	大字左沢882-1	0237(62)2270	5	5		大学・短大・専修学校 年額50万円以内	高校・高専 年額 20万円以内		貸与	在学	大江町内に住所を有する者等の子弟で、学習活動、その他、生活全般の態度、行動が奨学生にふさわしく、将来良識ある社会人としての活動が見込める者(家計基準あり)	大江町教育委員会内 貸与金無利子
32	東根育英会育英資金	公益財団法人 東根育英会	代表理事	999-3795	東根市	中央一丁目1-1	0237(42)1111 (内3532)	若干名	若干名		26,000	10,000		貸与	在学	東根市民の子弟	採用人数は予算により変動。東根市教育委員会内
33	東根育英会石川奨学金	公益財団法人 東根育英会	代表理事	999-3795	東根市	中央一丁目1-1	0237(42)1111 (内3532)	2名			50,000			貸与	在学	東根市民の子弟で、やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者の要件を満たす者	一定の要件を満たせば返還支援有
34	村山市夢応援奨学金 (高校生夢応援奨学金)	村山市	村山市長	995-8666	村山市	中央1-3-6	0237(55)2111 (内324)			高専を含む 10名程度		一時金 150,000		給付		高等学校または高等専門学校(以下、「高校等」という。)に進学した生徒の保護者で、受給資格は次の各号のいずれにも該当する方です。 (1)進学した生徒及びその保護者が、申請する年の4月1日の1年以前より本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住していること。 (2)生徒が勤勉であること。 (3)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯もしくは、前年度の市民税が非課税の世帯であること。	村山市教育委員会内
35	村山市夢応援奨学金 (大学生等夢応援奨学金)	村山市	村山市長	995-8666	村山市	中央1-3-6	0237(55)2111 (内324)			大学・短期大学・高等専門学校・専門学校(専修学校(専門課程)) 8名程度		一時金 400,000		給付		4月から大学等(※)に進学した学生で、次の各号のいずれにも該当する方です。 (※) 【対象となる学校種】 国が令和2年より実施する高等教育の修学支援新制度の対象校 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校(専修学校(専門課程)) (1)進学した学生及びその保護者が、申請する年の4月1日の2年以前より本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住していること。 (2)勤勉であること。 (3)日本学生支援機構による給付型奨学金の奨学生であること。	村山市教育委員会内
36	尾花沢市おもたけ奨学金	尾花沢市	尾花沢市長	999-4225	尾花沢市	若葉町一丁目8-25	0237(23)3330 (内312)	6名程度				18,000		貸与	予約	尾花沢市民の子弟	尾花沢市教育委員会内
37	最上育英会奨学金	公益財団法人 最上育英会	会長	996-8501	新庄市	沖の町10-37	0233(22)2111 (内447)	5			40,000	短大除く		貸与	予約 在学	新庄市及び、最上郡内出身	新庄市教育委員会内
38	最上育英会奨学金(新庄市枠) (新庄市ふるさと創生人材確保事業奨学金)	公益財団法人 最上育英会	会長	996-8501	新庄市	沖の町10-37	0233(22)2111 (内447)	6			40,000			貸与	予約 在学	新庄市民であって下記のいずれかの資格に該当する者 (1)大学の理工系学部(情報系を含む)を志望し、大学終了後6ヶ月以内に新庄市内の製造業の事業所に就職しようとする意思を持つ者 (2)保育系の大学等を志望し、大学等修了後6ヶ月以内に保育士として新庄市内の事業所に就職しようとする意思を持つ者。 (3)看護系の大学等を志望し、大学等修了後6ヶ月以内に看護師として新庄市内の事業所に就職しようとする意思を持つ者	大学等修了後6ヶ月以内に新庄市内の事業所に就職した場合、返還金額の50%を免除する。 新庄市教育委員会内

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付 貸与 の別	採用 の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
39	金山町育英会奨学金	金山町育英会	会長	999-5402	金山町	大字金山 662-1	0233(52)2902				40,000 短大除く		30,000 短大含む	貸与	予約	金山町に住所を有する者の子弟で学業人物ともに良好な者	金山町教育委員会内
40	最上町教育振興修学資金	最上町	最上町長	999-6101	最上町	大字向町644	0233(43)2111	0	0		50,000	年額 180,000	50,000	貸与	在学	最上町に住所を有する者の子弟	最上町教育文化課
41	最上町あすなる修学資金	最上町	最上町長	999-6101	最上町	大字向町644	0233(43)2111	0	0		50,000		50,000	貸与	在学	最上町に住所を有する者の子弟	最上町教育文化課 H18年から
42	大場育英基金	最上町	最上町長	999-6101	最上町	大字向町644	0233(43)2111	3	3		50,000		50,000	貸与	在学	最上町に住所を有する者の子弟	最上町教育文化課 H21年から
43	最上町国民健康保険直営診療施設等人材育成修学資金	最上町	最上町長	999-6101	最上町	大字向町43-1	0233(43)3117		1		年額200万 (医師・歯科医師) 年額60万 (保健師・助産師・看護 師・理学療法士・ 作業療法士・放射線 技師・臨床検査技師・ 薬剤師)			貸与	在学	卒業後、町長が認める施設に勤務する意志があること。	最上町健康福祉課 卒業後、免許を取得し、10年間 (医師については15年間)のうち5 年間町内の、定める医療機関等 に就業する等一定の要件を満た せば返還免除。
44	舟形町教育振興修学資金	舟形町	舟形町長	999-4601	舟形町	舟形263	0233(32)2111	7			50,000		50,000	貸与	在学	舟形町に住所を有する者の子弟	舟形町教育委員会内
45	真室川町教育振興修学資金	真室川町	真室川町長	999-5312	真室川町	大字新町 233-1	0233(62)2337	5	1		・無利子30,000以内 40,000以内 (医・歯学生に限る) ・町立真室川病院勤務 の意思がある医学生 無利子 年額 2,000,000以内 ・有利子※60,000以 内 100,000以内 (医・歯学生に限る) ・無利子50,000 (真室川町内の医療 機関等に就業する意 志がある看護学生)	専門学校等 ・無利子30,000以 内 ・有利子 ※60,000以内 ・無 利子50,000 (真室川町内の医 療機関等に就業す る意思がある看護 学生)	貸与	在学	真室川町に住所がある者の子弟	真室川町教育委員会内 ※有利子は貸与総額の5%を利子とする。	
46	大蔵村奨学資金	大蔵村教育振興会	会長 大蔵村 長	996-0212	大蔵村	大字清水 2622番地	0233(75)2323	5(1)	3	4(1)	医歯学 50,000以内 100,000以内	20,000以 内	50,000以内	貸与	在学	大蔵村に住所を有する者の子弟	【採用人数】 ()内は医療従事者を養成する大 学及び専修学校 ①医師又は歯科医師を養成する 大学に在学する者は100,000円以 内 ②その他50,000円以内 大蔵村教育委員会内
47	鮭川村教育振興修学基金	鮭川村	鮭川村長	999-5201	鮭川村	大字京塚 1324-2	0233(55)3051	4			50,000	20,000	50,000	貸与	在学	鮭川村に住所を有する者の子弟	令和2年度実績 鮭川村教育委員会内

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付 貸与 の別	採用 の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
48	戸沢村教育振興奨学金	戸沢村	戸沢村長	999-8401	戸沢村	大字古口270	0233(72)2111	2			30000 医学 50,000		30,000	貸与	在学	戸沢村に住所を有する者の子弟	戸沢村教育委員会内
49	石山つぎメモリアル・ファンド 奨学金	公益財団法人 石山つぎ メモリアル・ファンド	理事長	992-0052	米沢市	丸の内二丁目 5-63	0238(22)3450	15	11		200,000 一時金	100,000 一時金		給付	在学	米沢東高校の在校生及び進学者	
50	近野教育振興会奨学金	公益財団法人 近野教育振興会	理事長	992-0031	米沢市	大町一丁目 1-44	0238(22)0098		23			15,000		給付	在学	米沢市内の高校に在学する学生のうち、経済的理由により修学が困難で、学業・人物ともに良好な者	令和4年度実績
51	自願奨学財団奨学金	公益財団法人 自願奨学財団	代表理事	992-1443	米沢市	大字笹野1101	0238(38)4741		12			年額 120,000		給付	在学	米沢興譲館高校に在学する者	米沢興譲館高等学校内
52	時尚奨学会奨学金	公益財団法人 時尚奨学会	代表理事	992-0117	米沢市	大字川井300	0238(28)7050		4			年額 全日 120,000 定時 60,000		給付	在学	米沢工業高校に在学する者	米沢工業高等学校内
53	米沢有為会奨学金	公益社団法人 米沢有為会	会長	182-0004 992-8501	東京都 米沢市	調布市入間町 1-36 金池五丁目 2-25	03(3309)3302 0238(22)5111	新規(I型) 2 新規(II型) 2 (III型) 2			(I型) 20,000 (II型) ※ 40,000 (III型) 40,000			貸与	予約 在学	置賜地域3市5町の在住者又は出身者の子弟	I型…女子向け住居費補助奨学金 II型…地元若者定着奨学金 ※月4万円貸費、うち2万円減免
54	南陽市育英事業奨学金	南陽市	南陽市長	999-2292	南陽市	三間通436-1	0238(40)3211 (内522)				20,000	10,000	専修20,000	貸与	予約 在学	南陽市に居住する者の子弟	
55	長井教育会奨学金	公益社団法人 長井教育会	理事長	993-0011	長井市	館町北6-27	0238(87)0633	7			40,000 50,000		40,000 50,000	貸与	在学	長井市民の子弟	奨学生の希望する金額
56	小国町奨学金	小国町	小国町長	999-1363	小国町	大字岩井沢704	0238(62)2141 (内36)				50,000			貸与	在学	・小国町に6箇月以上居住している者の子弟 ・教員資格取得のため大学に在籍する者 ・資格取得後、小国町の教育施設の業務に直接従事する意思のある者	公表可 小国町教育委員会内
57	いきいき奨学金	学校法人白鷹学園 白鷹高等専修学校	理事長	992-0771	白鷹町	大字鮎貝3446	0238(85)2081		専修 2				限度額20,000	貸与	在学	白鷹高等専修学校の在校生	
58	本間喜一奨学金	川西町	川西町長	999-0193	川西町	大字上小松977番 地1	0238(42)6613	1		年額75万 円				給付	在学	東北6県から愛知大学に進学した者で以下の条件を満たす者 (1)当該年度に地域政策学部地域政策学科に入学した者 (2)申請者が在学していた高等学校又は中等教育学校等の所在地及び申請者の保護者の居住地が東北6県の者	給付額は、最短修学年限の間、年額75万円。 給付を受けようとする場合は、在学中の3年次終了までに、川西町において5日間のインターンシップを2回実施する必要あり。
59	飯豊町奨学金	飯豊町	飯豊町長	999-0696	飯豊町	大字樺2888	0238(72)2111	3	2		30,000 短大25,000 一時金各30万	20,000 一時金10万	・専修(専門) 25,000 一時金30万 ・特別な研究修学を行う学校 50,000 一時金100万	貸与	在学	飯豊町に住所を有する世帯に属する者	飯豊町教育委員会内

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付 貸与 の別	採用 の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
60	公益財団法人羽黒育英会 育英資金	公益財団法人 羽黒育英会	理事長	997- 0211	鶴岡市	羽黒町手向 字薬師沢198-3	0235(62)2233	8(大学・短大・高専・専門学校)			40,000			貸与	在学	羽黒地域に住所を有する者または羽黒地域に 在勤する者またはその家族で次の要件に該当 する者 (1)4年度大学・短大・高等専門学校・専門学 校などに進学予定、又は在学中であること (2)学業・人物ともに優秀でかつ健康であるこ と (3)経済的な理由により、学資などの支援が必 要と認められること	
61	克念社奨学育英資金	公益財団法人 克念社	理事長	997- 0035	鶴岡市	馬場町1-20	0235(22)0028	25名程度		大学院 若干名	25,000 40,000		大学院25,000	貸与	予約	庄内地域に本籍を有し、当地域の高等学校若 しくは高等専門学校卒業生	
62	克念社若葉奨学基金	公益財団法人 克念社	理事長	997- 0035	鶴岡市	馬場町1-20	0235(22)0028	0~5名			20,000			給付	予約	庄内地域に本籍を有し、当地域の高等学校若 しくは高等専門学校卒業生 学業成績が抜群で、学資金の自己調達に極め て困難と認められる者	
63	真知社育英会奨学金	公益財団法人 真知社育英会	理事長	997- 0033	鶴岡市	泉町5-41	0235(22)4511			7	30,000	10,000		給付	在学	・本籍地又は住所が庄内地方にある者 ・鶴岡市高校長の推薦する者	
64	令和5年度大学入学資金助成	公益財団法人きらやか 日新財団	理事長	994- 0069	天童市	清池東二丁目3番1 号(日新製薬(株)内)	023-655- 2131	4年制以上 の大学進 学者 30名 程度			10万~40万円(入学 時支給)			給付	予約	次の全てに該当する者 ①令和5年4月に4年制以上の大学に入学を予定する 者 ②山形県内の高等学校又は高等専門学校に在籍す る者 ③経済的理由により修学が困難な者 ④学業、人物ともに優秀かつ健康で、高等学校長、高 等専門学校長の推薦書がある者	応募期間は令和5年1月31日まで になります。詳細につきましては、 当財団ホームページをご確認ください。 http://kirayaka-nissin.or.jp/
65	鶴信村田育英会奨学金	公益財団法人 鶴信村田育英会	代表理事	997- 0035	鶴岡市	馬場町1-14	0235(22)2360	2 短大除く			25,000 短大除く			貸与	予約	庄内地区の子弟のうち、学術優秀、品行方正、 身体強健でありながら経済的理由により修学 が困難な者	貸与金無利子 令和3年度実績 ※来年度の申込は令和4年3月上 旬締切、同月末に決定予定。
66	如松育英会 如松育英会(笹原基金)	如松同窓会	会長	997- 0037	鶴岡市	若葉町16-5	0235(24)6108	23	5		貸与30,000	給付5,000		給付 貸与	在学	鶴岡北高校卒業生、在学生	鶴岡北高等学校内 平成28年度実績
67	鶴岡東高等学校協和会 学費援助金	鶴岡東高等学 校協和会	会長	997- 0022	鶴岡市	切添町22-30	0235(23)2465		113			2,500		給付	在学	鶴岡東高校卒業生の子が、鶴岡東高校に在 学している場合	

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付 貸与 の別	採用 の別	申込資格	備考	
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他					
68	鶴岡市立荘内病院 医師修学資金	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市 病院事業 管理者	997- 8515	鶴岡市	泉町4-20	0235(26)5111	5				年額 200万円以内		貸与	在学	修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える者とする (1)大学卒業後、医師として鶴岡市立荘内病院に勤務する意思を有していること (2)大学の医学を履修する課程に在学していること (3)原則として、他の修学資金等の返還の債務がないこと	次の事項のすべてを満たすこととなったとき、修学資金の返還の債務を全額免除する (1)大学を卒業した日の属する月の翌月から2年以内に医師免許を取得すること (2)医師免許を取得した日の属する月の翌月から8年経過した日までに鶴岡市立荘内病院に勤務し、引き続き在職すること (3)鶴岡市立荘内病院に在職する期間(※)が、貸与を受けた期間の1.2倍に達したとき(ただし、当該期間が5年未満の場合は5年とする) ※在職する期間が返還免除適用期間に達していても、1年を超えている場合は、在職期間に応じて返還義務の一部免除が可能 ※大学院に在学した期間、他の医療機関で研修を受ける期間は引き続き在職しなければならない期間から除く	
69	三川町育英奨学金	三川町	三川町長	997- 1301	三川町	大字横山 字西田85	0235(66)3111	6 全体				50,000	10,000	高専15,000	貸与	予約 在学	三川町に住所を有する者の子弟	三川町教育委員会内 貸与金無利子
70	庄内町育英資金	庄内町	庄内町長	999- 7781	庄内町	大字余目字町 132-1	0234(43)0126					43,000 短大31,000 一時金500,000以内	9,900	高専19,000 専修31,000	貸与	在学	庄内町に住所を有する者の子弟	庄内町教育委員会内 貸与金無利子
71	荘内育英会奨学金	公益財団法人 荘内育英会	会長理事	998- 0043	酒田市	本町1-2-50	0234(26)9720	5				50,000			貸与	予約	・本人及び父母が庄内地区在住者 ・庄内地区高等学校及び同等以上校を卒業して大学に進学する者	貸与金無利子 ※平成28年度実績
72	酒田実業高校育英資金	公益社団法人 酒田実業高校 育英会	理事長	998- 0843	酒田市	千石町一丁目 8-15	0234(24)3181	2				50,000			貸与	在学	酒田光陵高校の卒業生	
73	遊佐町看護師等奨学金	遊佐町	遊佐町長	999- 8301	遊佐町	遊佐字舞鶴202	0234(72)4111	若干名	若干名	若干名	50,000円以内	50,000円 以内	50,000円以内	貸与	在学	次の①②の全てに該当する者 ①保健師助産師看護師法第21条、又は第22条に規定する文部科学大臣・厚生労働大臣・都道府県知事が指定した大学・学校・養成所に在学する者 ②①の大学・学校・養成所を卒業後に、町内医療施設・福祉施設等で、看護師・准看護師として勤務する意思のある者	学校等を卒業した日から1年以内に、看護師・准看護師の免許を取得し、免許取得後3年以内に、町内の医療施設・福祉施設等で3年間継続して勤務した場合は全額免除	
74	斎藤力丸奨学金	公益信託 斎藤力丸奨学金	三井住友信託銀行(株) リテール受託 業務部	105- 8574	東京都	港区芝 3-33-1	03(5232)8910			20		20,000 他に一時金 (50,000)			給付	在学	山形県内の高等学校在学かつ山形県内に居住する者	

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付賞与の別	採用の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
75	大学給付奨学生(予約型)	(公財)日本教育公務員弘済会山形支部	支部長	990-0023	山形市	松波四丁目6番15号	023(622)7212	4 (大学のみのみ)			30000 (4年間)			給付	予約	・県内の高校等の最終学年又は高等専門学校 の3学年に在学し、国公私立大学に進学を 目指す生徒。 ・家庭の事情により学費支弁困難(同一生計の 収入合計が基準以下)と認められ、かつ在学す る高校等の校長の推薦を受けた生徒。 ・在学期間における評定平均が4.0以上の生 徒。	・令和5年度から令和8年度までの 4年間限定。
76	日本学生支援機構第一種奨学金		理事長	162-8412	東京都	新宿区市谷本村町10-7(市谷事務所)	申込に関する お問合せ先 は、奨学金相 談センター (0570-666- 301)です。 ※貸与・給付 奨学金に関す る手続きのスケ ジュール等 については、 在学する学校 の奨学金担当 窓口にお問い 合わせくださ い。				※2 【大学院】 (修士、博士前期、専門 職大学院) 50,000/88,000 (博士、博士後期、博士 医・歯・獣医・薬学(6年制 薬学部)基礎を置く(薬学 系大学院博士課程(4年 制))) 80,000/122,000 【大学】(※1) (国公立・自宅通学) 20,000/30,000/45,000 (国公立・自宅外通学) 20,000/30,000/40,000/5 1,000 (私立・自宅通学) 20,000/30,000/40,000/5 4,000 (私立・自宅外通学) 20,000/30,000/40,000/5 0,000/64,000 【短大】(※1) (国公立・自宅通学) 20,000/30,000/45,000 (国公立・自宅外通学) 20,000/30,000/40,000/5 1,000 (私立・自宅通学) 20,000/30,000/40,000/5 3,000 (私立・自宅外通学) 20,000/30,000/40,000/5 0,000/60,000	※2 【専修学校専門課程】 (※1) (国公立・自宅通学) 20,000/30,000/45,000 (国公立・自宅外通学) 20,000/30,000/40,000 /51,000 (私立・自宅通学) 20,000/30,000/40,000 /53,000 (私立・自宅外通学) 20,000/30,000/40,000 /50,000/60,000 【高等専門学校】 (1~3年生) (国公立・自宅通学) 10,000/21,000 (国公立・自宅外通学) 10,000/22,500 (私立・自宅通学) 10,000/32,000 (私立・自宅外通学) 10,000/35,000 (4・5年生)(※1) (国公立・自宅通学) 20,000/30,000/45,000 (国公立・自宅外通学) 20,000/30,000/40,000 /51,000 (私立・自宅通学) 20,000/30,000/40,000 /53,000 (私立・自宅外通学) 20,000/30,000/40,000 /50,000/60,000	貸与 予約 在学	◆予約 【大学院】 大学院入学予定者 【大学・短大・専修学校専門課程】 次の(1)または(2)のいずれかに該当する者で、 大学・短大・専修学校専門課程に入学したこ とがない者 (1)高等学校等(本科)を卒業予定の者 (2)高等学校等(本科)を卒業後2年以内の者 ※高卒認定試験合格(見込)者も対象になる場 合があります。 詳細はJASSOホームページにて確認してくだ さい。 ◆在学 大学院、大学、短大、専修学校専門課程、高等 専門学校に在学する者 ※予約・在学共に外国籍の方は在留資格によ り申し込み資格に制限があります。 ※詳細は在学する学校に申し出て案内書類で 確認してください。	旧日本育英会奨学金 第一種奨学金は、無利子奨学金 です。 ※1 大学、短大、専修(専門)、高専 (4・5年生)の平成30年度以降入 学者において、申込時における生 計維持者の年収が一定額以上の 方は、各区分の最高月額以外の 月額から選択することになります。 ※2 給付奨学金と第一種奨学金を併 せて利用する場合、第一種奨学 金の貸与月額が制限されます。		

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

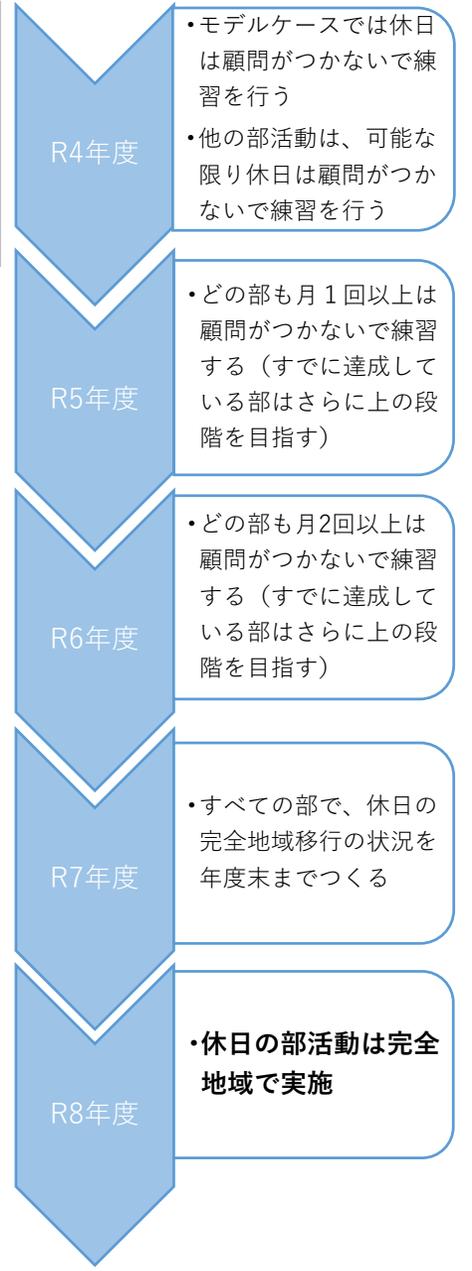
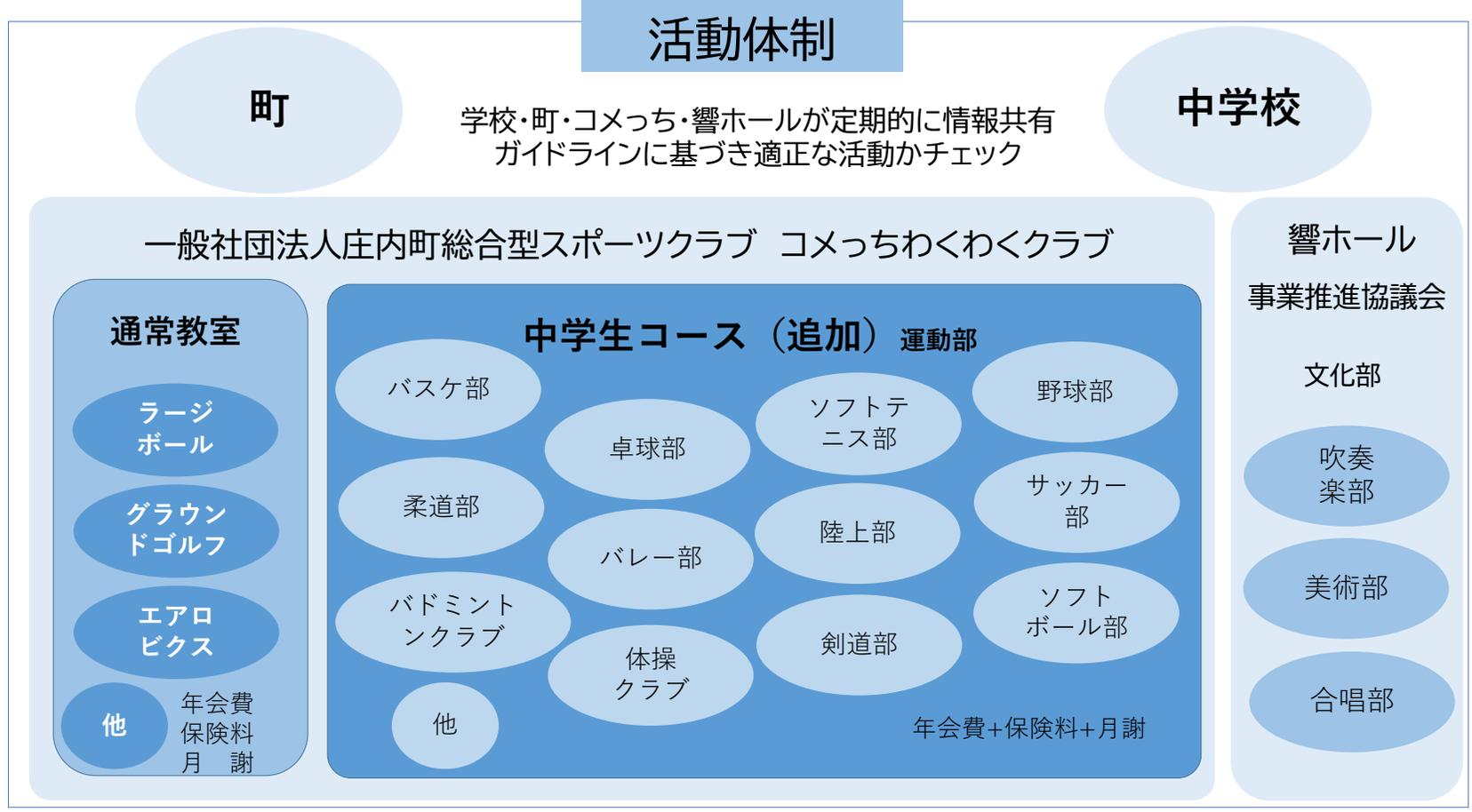
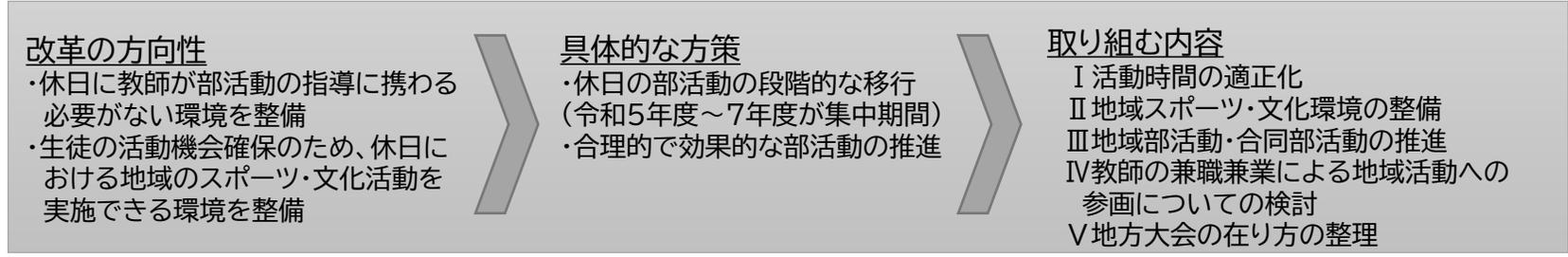
番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付 貸与 の別	採用 の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
77	日本学生支援機構第二種奨学金		理事長	162-8412	東京都	新宿区市谷本村町10-7 (市谷事務所)								貸与 在学	<p>◆予約 【大学院】 大学院入学予定者</p> <p>【大学・短大・専修学校専門課程】 次の(1)または(2)のいずれかに該当する者で、 大学・短大・専修学校専門課程に入学したことがない者 (1)高等学校等(本科)を卒業予定の者 (2)高等学校等(本科)を卒業後2年以内の者</p> <p>※高卒認定試験合格(見込)者も対象になる場合があります。 詳細はJASSOホームページにて確認してください。</p> <p>◆在学 大学院、大学、短大、専修学校専門課程、高等専門学校に在学する者</p> <p>※予約・在学共に外国籍の方は在留資格により申し込み資格に制限があります。</p> <p>※詳細は在学する学校に申し出て案内書類で確認してください。</p>	<p>旧日本育英会奨学金</p> <p>第二種奨学金は、有利子奨学金です。</p>	

山形県内奨学金事業一覧

(令和4年9月1日現在)

番号	名称	実施主体	代表者	郵便番号	所在地		電話番号	採用人数			月額			給付賞与の別	採用の別	申込資格	備考
					市町村	番地		大学・短大	高校	その他	大学・短大	高校	その他				
78	日本学生支援機構給付奨学金	独立行政法人 日本学生支援機構	理事長	162-8412	東京都	新宿区市谷 本村町10-7 (市谷事務所)	申込に関する お問合せ先 は、奨学金相 談センター (0570-666- 301)です。 ※貸与・給付 奨学金に関す る手続きのスケ ジュール等 については、 在学する学校 の奨学金担当 窓口にお問い 合わせくださ い。				【大学・短大】 ○国公立の場合 第Ⅰ区分 自宅通学:29,200円 (33,300円)/月 自宅外通学:66,700円/ 月 第Ⅱ区分 自宅通学:19,500円 (22,200円)/月 自宅外通学:44,500円/ 月 第Ⅲ区分 自宅通学:9,800円 (11,100円)/月 自宅外通学:22,300円/ 月 ○私立の場合 第Ⅰ区分 自宅通学:38,300円 (42,500円)/月 自宅外通学:75,800円/ 月 第Ⅱ区分 自宅通学:25,600円 (28,400円)/月 自宅外通学:50,600円/ 月 第Ⅲ区分 自宅通学:12,800円 (14,200円)/月 自宅外通学:25,300円/ 月 ※()内の金額は生 活保護世帯で自宅か ら通学する人及び児 童養護施設等から通 学する人等に適用さ れます。	【専修学校(専門課 程)】 大学・短大と同じ 【高等専門学校(4・5 年生)】 ○国公立の場合 第Ⅰ区分 自宅通学:17,500円 (25,800円)/月 自宅外通学:34,200円 /月 第Ⅱ区分 自宅通学:11,700円 (17,200円)/月 自宅外通学:22,800円 /月 第Ⅲ区分 自宅通学:5,900円 (8,600円)/月 自宅外通学:11,400円 /月 ○私立の場合 第Ⅰ区分 自宅通学:26,700円 (35,000円)/月 自宅外通学:43,300円 /月 第Ⅱ区分 自宅通学:17,800円 (23,400円)/月 自宅外通学:28,900円 /月 第Ⅲ区分 自宅通学:8,900円 (11,700円)/月 自宅外通学:14,500円 /月 ※()内の金額は生 活保護世帯で自宅か ら通学する人 及び児童養護施設 等から通学する人 等に適用されま す。	給付	予約 在学	◆予約 次の(1)または(2)のいずれかに該当する人 が申し込みます。 (1)高等学校等(本科)を卒業予定の人 (2)初めて高等学校等(本科)を卒業した年度の 末日から申し込みを行う日までの期間が2年以 内の人 ※高卒認定試験合格(見込)者も対象になる場 合があります。 詳細は、JASSOホームページにて確認してくだ さい。 ◆在学 大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専 修学校専門課程に在学する者 * 予約・在学共に外国籍の者は在留資格によ り申込資格に制限があります。	詳細は、JASSOホームページ及び 各種案内書類(在学する学校に申 し出て受け取ってください)にて確 認してください。 給付奨学金を利用できる学校は 決められています。 詳細は文部科学省のホームペー ジで確認してください。 ※大学院については制度の対象 となりません。	

休日の部活動の段階的な地域移行



※指定管理者コメっちわくわくクラブは、スポーツ協会・スポ少本部の事務局を担っている

地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和5年度要求・要望額 10,193,182千円
(前年度予算額 1,517,423千円)



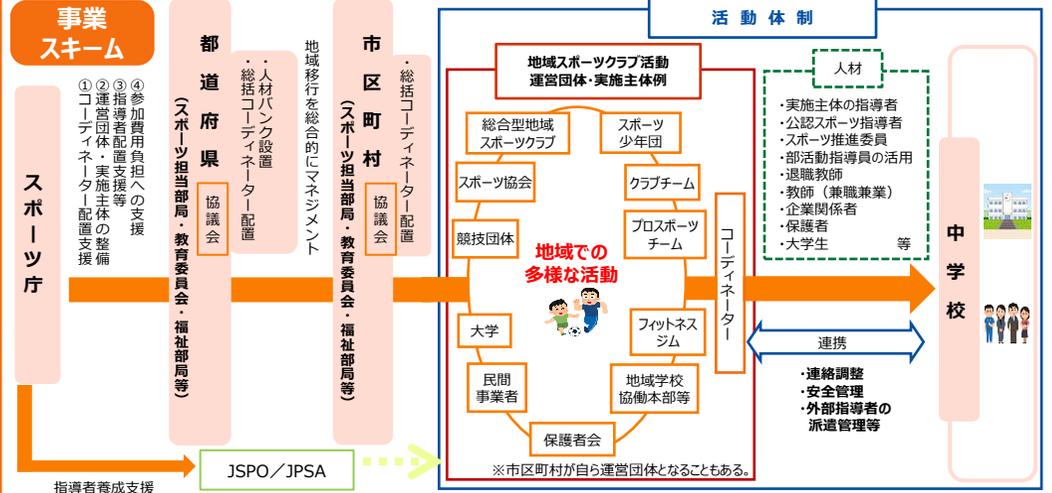
方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、**スポーツ団体等の整備充実、指導者確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。**
- 地域の実情に応じスポーツ活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消。**
- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。**学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。**部活動の意義の継承・発展、**新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

事業内容

I. 運動部活動の地域移行に向けた支援 7,669百万円 新規

- ① コーディネーター配置支援等体制整備** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
 - ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
 - ・地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ② 運営団体・実施主体の整備充実** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
 - 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③ 指導者配置支援等体制整備等**
 - ・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1するとともに、広域的な人材バンクを設置 (補助割合：国1/3、都道府県2/3) する。
 - ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。
(日本スポーツ協会補助・日本バラスポーツ協会補助[再掲])
- ④ 参加費用負担への支援** (補助割合：国1/2、市区町村(指定都市含む)1/2)
 - 経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動に参加できなくなるような、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。



II. アドバイザー事務局の設置・派遣等 142百万円 新規

アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

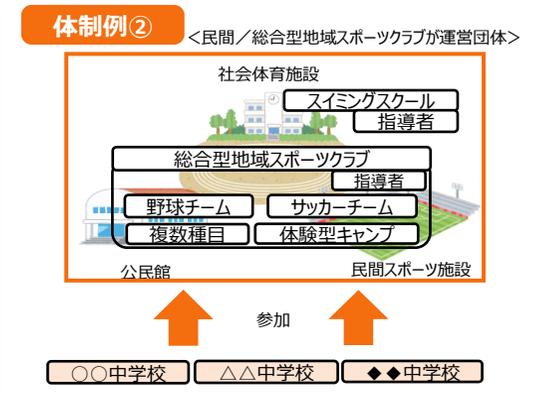
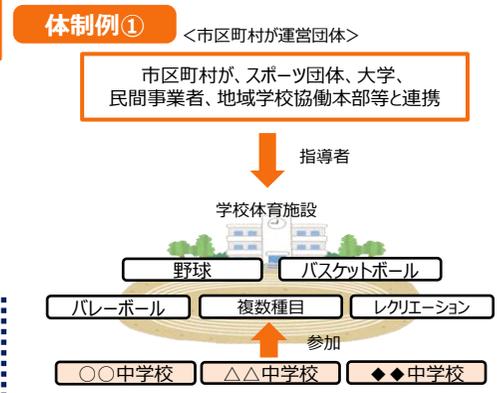
III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 366百万円 拡充

地域スポーツクラブ活動のモデル創出(全運動部活動を地域スポーツクラブ活動とする取組、複数種目・体験型キャンプの取組等)に係る実践研究、拠点校における合理的で効率的な活動の推進、子供にとって望ましい大会の推進等に取り組む。

IV. 中学校における部活動指導員の配置支援 2,016百万円 拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

➡ 部活動指導員の配置を充実【18,000人】



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学位等を含む。体制例は、あくまでも一例である。
 ※3 toto助成については、助成メニュー(施設整備・マイカー配置等)の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度要求・要望額 118億円
(前年度予算額 18億円)



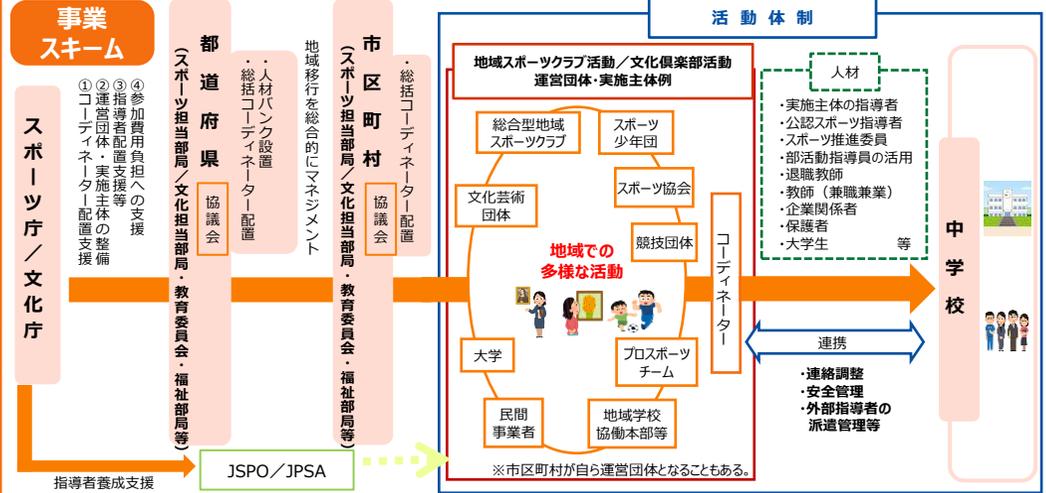
方向性・目指す姿

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、**スポーツ団体等や文化芸術団体等の整備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等を総合的に推進。**
- 地域の実情に応じスポーツ・文化活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消。**
- **少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。**学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質も向上。**
- **自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。**
- **地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。**

事業内容

I. 部活動の地域移行に向けた支援 88.1億円 新規

- ① コーディネーター配置支援等体制整備** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)
 - ※1 都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの配置や協議会の設置等の体制を構築する。
 - ・地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動の運営団体・実施主体と中学校との連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置する。
- ② 運営団体・実施主体の整備充実** (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1
 - 地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。
- ③ 指導者配置支援等体制整備等**
 - ・実技指導等を行う指導者を配置 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1するとともに、広域的な人材バンクを設置 (補助割合：国1/3、都道府県2/3) する。
 - ・指導者養成のための講習会等の開催や、資格制度の改革等を行う。
(地域スポーツクラブ活動においては、日本スポーツ協会補助・日本パラスポーツ協会補助【再掲】)
- ④ 参加費用負担への支援** (補助割合：国1/2、市区町村(指定都市含む)1/2)
 - 経済的に困窮する世帯の子供が地域スポーツクラブ活動／文化倶楽部活動に参加できなくなるまいよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。



II. アドバイザー事務局の設置・派遣等 1.4億円 新規

アドバイザー事務局を設置し、全国の自治体等からの相談業務やアドバイザー派遣等を行う。

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3.7億円 拡充

地域スポーツクラブ活動のモデル創出や拠点校における活動充実に向けた実践研究等を実施。

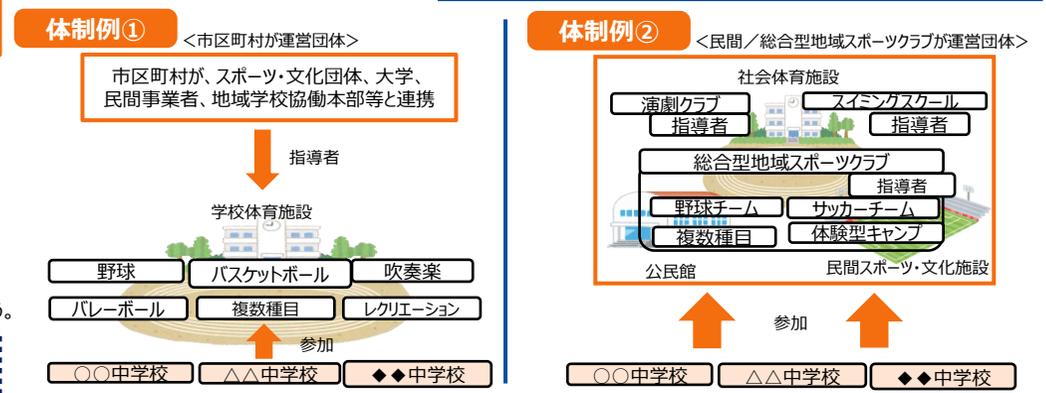
IV. 地域文化倶楽部支援事業 0.8億円 拡充

休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、指導者や活動場所の確保等の対応を行う。

V. 中学校における部活動指導員の配置支援 23.5億円 拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

▶ 部活動指導員の配置を充実【21,000人(運動部：18,000人、文化部：3,000人)】



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。
 ※3 toto助成については、助成メニュー(施設整備・マイクロス配置等)の中で、運動部活動の地域移行に特化した支援を検討中。

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 積算の考え方

令和5年度の開始から7年度末までを休日の部活動の地域移行の改革集中期間とし、初年度となる令和5年度は、**全国で約3割程度**の運動部活動において地域移行が進むことを目標に支援する。

I. 運動部活動の地域移行に向けた一支援【補助事業】

7,669百万円

①コーディネーター配置支援等体制整備（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）

(1) コーディネーターの賃金・謝金

○総括コーディネーター経費（都道府県・市区町村に各1名配置する想定）

1,296千円×1,788人×補助率1/3=772,416千円

○コーディネーター経費（3,000中学校区に各1名配置する想定）

1,296千円×3,000人×補助率1/3=1,296,000千円

(2) 事務局運営費

○都道府県：245千円×47都道府県×補助率1/3=3,838千円

○市区町村：440千円×1,741市区町村×補助率1/3=255,347千円

(3) 困窮世帯支援に係るシステム設置・改修等事務費

258千円×1,741市区町村×補助率1/3=149,620千円

「賃金・謝金の単価想定について」

賃金・謝金は、1人あたり約10万円/月として積算

「費目」

- 総括コーディネーター・コーディネーターの賃金・謝金、旅費等
 - 自治体が設置する協議会、地域移行の普及・促進のための説明会等の開催に係る謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費等
 - 経済的困窮世帯に対し、休日の地域スポーツクラブ活動費用を支給するために係るシステム改修費、制度周知の費用（印刷製本費、通信運搬費）等
- ※（1）の総括コーディネーターと（2）については、文化部と共通の経費

②運営団体・実施主体の整備充実（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）

1,035千円×6,000団体×補助率1/3=2,070,862千円

「費目」受け皿となる地域スポーツ団体が活動するために必要となる事務局員の賃金・謝金・旅費、会場借料、スポーツ用品購入費等

③指導者配置支援等体制整備等（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）

(1) 指導者謝金・交通費・保険料等

248千円×24,000人×補助率1/3=985,080千円

(2) 人材バンク構築費

4,000千円×47都道府県×補助率1/3=62,667千円

「費目」

- 指導者が実技指導を行うために必要となる謝金、旅費、保険料等
 - 都道府県において人材バンクを設置するために係るシステム構築・改修費、運営費、制度周知の費用（印刷製本費、通信運搬費等）
- ※（2）については、文化部と共通の経費

※その他、日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会に対して、指導者養成に係る補助金を計上

④参加者費用負担への支援（補助割合：国1/2、市区町村1/2）

休日の地域スポーツクラブ活動費 22千円×77,741人×補助率1/2=852,236千円

「支給対象者の考え方」

- 対象者は、就学援助世帯相当に経済的に困窮している世帯に属する中学生とする
 - 対象者数は、令和2年度就学援助実施状況等調査による就学援助対象生徒数、部活動参加率、令和5年度の地域移行の進捗想定を踏まえ算出
- 「費目」参加費、保険料、入会金等

※概算要求額には、上記の記載のほかにはスポーツ庁事務費等（謝金・旅費・事例集作成の経費等）を含む

※上記は、あくまでも令和5年度概算要求における考え方。政府予算案の編成や国会審議など、事業実施までの間に、変更が生じる場合があることに留意。

文化部活動改革 ～地域連携や地域文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備～

令和5年度要求・要望額 1,557百万円
(前年度予算額 304百万円)



背景 課題

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向け、**文化芸術団体等の整備充実、指導者の確保、参加費用負担への支援等**について、**総合的に推進**。

芸術に親しむ機会

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。

学校教育の質

学校の働き方改革を推進し、**学校教育の質**も向上。

新しい価値の創出

自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、**新しい価値の創出**。

多様な体験機会

地域の持続可能で多様な文化芸術環境を一体的に整備し、**子供たちの多様な体験機会を確保**。

事業内容

I. 文化部活動の地域移行に向けた支援 (1,144百万円)

部活動改革体制整備事業

① コーディネーター配置支援



各中学校区レベルで、指導者の派遣管理、学校や文化施設との連絡調整・安全管理等を行う者を配置する。

② 運営団体・実施主体の整備充実

地域文化倶楽部活動の運営団体・実施主体の整備充実のため、持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保に係る取組等を支援する。

③ 文化部活動指導者配置支援等

休日の地域活動において、子供たちを指導する者を配置する。
指導者の質・量を確保し、子供たちが安全・安心に地域活動を実施できるよう、指導者養成のための講習等を開催する。

④ 参加費用負担への支援



経済的に困窮する世帯の子供が地域活動に参加できるよう、地域移行に伴い新たに必要となる会費等について支援を行う。

II. 地域文化倶楽部支援事業 (77百万円)



文化部活動のうち、休日の活動日数・時間が多く吹奏楽部等に対して、子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、全国的な規模の文化芸術団体等が中心となり、指導者の質・量の確保、活動場所の確保などの課題への対応を行う。

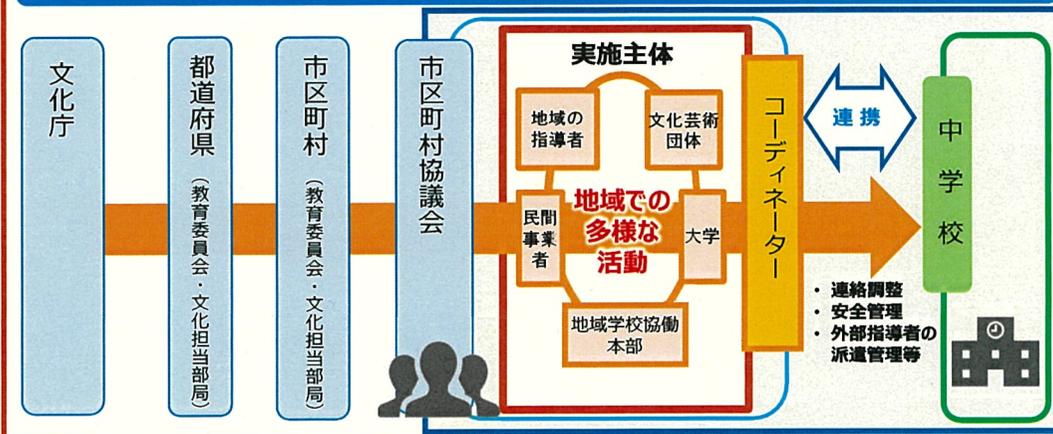
対象：吹奏楽部等
活動団体：3団体程度

※関連：伝統文化親子教室事業

III. 中学校における部活動指導員の配置支援事業 (336百万円)

教師に代わる部活動指導や大会引率、生徒のニーズを踏まえた充実した活動を推進する部活動指導員配置に対する支援を行う。

事業スキーム



※本資料における「文化芸術」には障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

アウトプット (活動目標)

- (地域移行に向けた改革集中期間) (検証、再改革期間)
- 令和5年度 4,500件移行
 - 令和6年度 9,000件移行
 - 令和7年度 15,000件移行
 - 令和8年度～

アウトカム (成果目標)

- 教員の部活動指導にかかる負担軽減
- 部活動に代わりうる多様な文化芸術活動の創出
- 学校に閉じない多様な人間関係の構築

インパクト (国民・社会への影響)

- 学校教育の質の向上
- 地域の文化芸術活動の活性化
- 豊かな人間形成の促進

令和5年度の開始から7年度末までを中学校における休日の部活動の地域移行の改革集中期間とし、初年度となる令和5年度は、**全国で約3割程度(3,000中学校区)**の文化庁活動において地域移行が進むことを目標に支援する。

I. 文化庁活動の地域移行に向けた一支援【補助事業】

1,144百万円

①コーディネーター配置支援（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）

コーディネーターの賃金・謝金
 ○コーディネーター経費（3,000中学校区に各1名配置する想定）
175,200円×3,000人×補助率1/3 = 175,200千円

「費目」

(1) コーディネーターの賃金・謝金、旅費 等

※スポーツ庁で積算している総括コーディネーター及び協議会設置等に係る事務局運営費は、共有の経費のため、文化庁では積算なし

②運営団体・実施主体の整備充実（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）

870,000円×1,045団体×補助率1/3 = 302,934千円

「費目」

受け皿となる文化芸術団体等が活動するために必要となる事務局員の賃金・謝金・旅費、会場借料、消耗品費 等

③文化庁活動指導者配置支援等（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）

(1) 指導者謝金・交通費・保険料等
247,085円×4,500人×補助率1/3 = 370,628千円
 (2) 文化庁活動指導者養成講習等
732,000円×129箇所×補助率1/3 = 31,476千円

「費目」

(1) 指導者が実技指導を行うために必要となる謝金、旅費、保険料 等
 (2) 各都道府県、政令指定都市、中核市において指導者養成のための講習等を開催する経費を想定

※スポーツ庁で積算している人材バンク構築費は、共有の経費のため、文化庁では積算なし

④参加者費用負担への支援（補助割合：国1/2、市区町村1/2）

休日の地域活動費 21,925円×24,085人×補助率1/2 = 264,032千円

「支給対象者の考え方」

・対象者は、就学援助世帯相当に経済的に困窮している世帯に属する中学生
 ・対象者数は、令和2年度準要保護生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象生徒数、休日に活動する文化庁活動参加率、令和5年度の地域移行の進捗想定を踏まえ算出

「費目」

休日の地域文化倶楽部活動費（参加費、保険料、入会金、休日活動費、雑費 等）

II. 地域文化倶楽部支援事業【委託事業】

77百万円

部活動のうち、休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部等に対して、指導者の質・量の確保、活動場所の確保などの課題へ対応するため、**全国的な規模の文化芸術団体等**へ委託し、モデル事業を実施する。

III. 中学校における部活動指導員の配置支援【補助事業】

336百万円

1,000校に3,000人の配置を想定。年間35週、週6時間勤務、1時間あたりの報酬等単価を1,600円で積算。
 （補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）

※概算要求額には、上記の記載のほかに文化庁事務費等（謝金・旅費・事例集作成の経費等）を含む

※上記については、あくまでも令和5年度概算要求における考え方であり、事業実施までの間に、内容について変更が生じる場合があることに留意

庄内町の子ども読書活動の推進について

<特徴>

- (1)「庄内町教育振興基本計画」「庄内町子ども読書活動推進計画」の中で読書を重視し、本が好きな子どもがたくさんいる町、子どもに本の楽しさを伝える人がたくさんいる町をめざしています。
- (2)庄内町図書主任会は校長会傘下の会ではありますが、町指導主事、町立図書館職員も参加して学社融合の方針のもと、読書活動推進に取り組んできました。学校教育と社会教育のゆるやかな連携は庄内町独自の特色です。
- (3)図書主任会の協力で「庄内町子ども読書活動推進計画」第1次～第3次を作成し、町立図書館と共に学校もこの計画を意識しながら活動してきました。
- (4)地域学校協働活動を活用し、地域と共に子供を育てる視点を持ちながら読書活動を推進してきました。

※上記のような教育委員会としての取組みのほか、乳幼児期～高校生期における、切れ目のない取組みをめざし、保健福祉課や子育て支援センター、保育園、幼稚園等とも連携しながら、読書推進を進めています。

<これまでの成果>

- ①学校図書館における小中学生への貸し出し冊数（小数点以下切り捨て）
- ②読書が好きと答える生徒数（毎年1月実施 学校図書館活用アンケート）

	小学校		中学校	
	①貸出冊数	②好きと答える生徒	①貸出冊数	②好きと答える生徒
平成29年度	1人あたり183冊	89.8%	1人あたり32冊	72.4%
平成30年度	1人あたり175冊	88.6%	1人あたり31冊	73.3%
令和元年度	1人あたり176冊	86.3%	1人あたり31冊	70.5%
令和2年度	1人あたり161冊	80.0%	1人あたり28冊	74.5%
令和3年度	1人あたり145冊	75.1%	1人あたり25冊	74.6%
令和5年度目標値	1人あたり150冊	90.0%	1人あたり30冊	80.0%

- ③図書館に行く回数 ※学校図書館、町立図書館、公民館の図書コーナーも含む

	小学校		中学校	
	週3回以上	1週あたり平均	週1回以上	1週あたり平均
令和2年度	87.0%	3.48回	42.0%	0.77回
令和3年度	76.9%	2.90回	39.9%	0.81回
令和5年度目標値		1週間に3.00回		1週間に3.00回

<課題:留意したいこと>

①読書嫌いな子どもを作らない

目標冊数達成をねらうあまり、読書嫌いが進まないように注意。

②学習や授業に役立つ読書を意識して

貸出冊数より「質を高める」を大切に。

③地域・家庭と連携し読書の輪を広げる

学校だけでなく、地域・家庭に広がる読書生活を推進しましょう。

子供が 読書の楽しさや良さを感じさせる読書活動に

子供が 読書で地域とつながる 地域に温かく育ててもらっていると感じる読書活動に…